

省 令

○総務省令第七十一号
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項及び第四項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定に基づき、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十三日
総務大臣 野田 聖子
総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第三条関係）	別表（第三条関係）	別表（第三条関係）	別表（第三条関係）
法令名	政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第七十一号）	法令名	政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第七十一号）
条 項	第十条第三項及び第十一条	条 項	第十条第三項及び第十一条
備考	危険物保安技術協会に関する省令（昭和五十一年自治省令二十六号）	備考	危険物保安技術協会に関する省令（昭和五十一年自治省令二十六号）
略	略	同上	同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

告 示

○総務省告示第三百四十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成二十九年十月二十三日
総務大臣 野田 聖子

政党

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

希望の党 小池百合子 戸田 泉 東京都豊島区南池袋二―二―二九、九、二五

立憲民主党 枝野 幸男 鳥越 保浩 東京都港区東新橋一―一〇―二九、一〇、三

○総務省告示第三百四十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成二十九年十月二十三日
総務大臣 野田 聖子

政治団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

日本のこころ 代表者の氏名 中野 正志 中山 恭子 二九、九、二五
会計責任者の氏名 大矢 中子 中野 正志

○農林水産省告示第二十号
国土交通省

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第十一項の規定に基づき、産業振興施策促進事項について次のとおり同意したので、同条第十三項の規定に基づき公示する。
平成二十九年十月二十三日
総務大臣 野田 聖子
農林水産大臣 齋藤 健
国土交通大臣 石井 啓一

産業振興施策促進区域	久慈市	久慈市	産業振興施策促進事項について同意した日
岩手県久慈市の区域の一部（旧久慈市及び旧山形村）	久慈市	産業振興施策促進事項を記載しようとする山村振興計画の作成主体	平成二十九年八月十日
熊本県阿蘇市の区域の一部（旧一の宮町）	阿蘇市	産業振興施策促進事項	平成二十九年三月二十八日

○政治資金適正化委員会告示第五十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
平成二十九年十月二十三日
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号	登録年月日	氏 名
五三一九	二九、九、二九	中林安希子
五三二〇	二九、九、二九	加藤 俊一
五三二一	二九、九、二九	後藤亜沙美
五三二二	二九、九、二九	西村 拓真
五三二三	二九、九、二九	竹内 数夫
五三二四	二九、九、二九	大場 賢一
五三二五	二九、九、二九	桑田 秀樹
五三二六	二九、九、二九	星野 宏明